

平成 20 年度

屋外広告物講習会の御案内

山 梨 県

山梨県内で屋外広告業を営もうとする場合は、山梨県屋外広告物条例の規定により、屋外広告業の登録をするとともに、各営業所に屋外広告物講習会の修了者等の一定の資格のある者を業務主任者として設置することが義務づけられています。

また、屋外広告物には管理者を設置することが義務づけられ、さらに一定の基準を超える広告物等については講習会修了者等の一定の資格を有する者を管理者とすることとされています。

山梨県では、これらの一定の資格を得ることができる講習会を次のとおり開催しますので、これから屋外広告業を始めようとする方、又は広告物の管理者になろうとする方等は、この講習会を受講して下さい。

講習会の開催

1 開催日及び開催会場

開催日	開催場所	備考
平成 20 年 9 月 11 日 (木)	山梨県庁北別館 601 会議室	甲府市丸の内 1 - 6 - 1
平成 20 年 9 月 12 日 (金)	山梨県庁北別館 505 会議室	同上

会場周辺図については別紙参照

2 講習科目の内容及び講習時間

講習科目	講習の内容	講習時間
屋外広告物に関する法令	屋外広告物法、山梨県屋外広告物条例、同条例施行規則を中心に屋外広告物に関する法令について行う。	3 時間
屋外広告物の表示の方法に関する事項	屋外広告物の意匠、色彩及び形状などの表示の方法と自然や都市との調和について行う。	3 時間
屋外広告物の施工に関する事項	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策や施工管理について行う。	5 時間

3 使用するテキスト

山梨県屋外広告物関係法令集 (当日配布します。受講料に含まれます。)

屋外広告の知識 (株ぎょうせい 発行)

『屋外広告の知識』については、講習会の当日、業者が販売を行う予定です。

4 時 間 割

9:00 9:20 9:30			12:30 13:30		15:30	16:30
第1日目	受付	開講式	屋外広告物法令	休憩	屋外広告物の表示の方法	
第2日目	受付		屋外広告物の施工	休憩	屋外広告物の施工	閉講式及び修了証書交付

受講の申込み

1 申込期間

平成20年8月11日(月)～平成20年8月25日(月)午前9時から午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

2 受講定員 30名程度

先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。なお、郵送による申込みは受け付けません。

3 申込場所

山梨県庁 県土整備部建築指導課(県民会館3階)

お問い合わせ先は、別紙参照。

4 申込方法

講習会受講申込書に必要事項を記入し、山梨県収入証紙を必要額貼付し、お申込みください。
(申込用紙は、建築指導課又は県内の各建設事務所にあります。申込みが出来る場所は建築指導課のみですので御注意ください)

5 講習会受講手数料

全科目の場合	3,000円(山梨県収入証紙により納付)
一部(屋外広告物の施工に関する科目)免除の場合	2,000円(山梨県収入証紙により納付)

申込み後に講習会を受講されなくなった場合でも、受講手数料は、還付できませんので御了承ください。

講習科目の一部免除に該当する者については、次ページに記載。

6 受講票の配付

お申込み受付時に受講票を配付しますので、講習会当日は受講票を忘れずに御持参ください。

講習会受講の免除

1 講習科目の一部免除

次の資格を有する者については、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習が免除されます。いずれかに該当することを証明する書面（資格証等の写し等）を講習会受講申込書に添付してください。

- (1) 建築士法の建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法の電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法の電気主任技術者免状（第一種・第二種・第三種）の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法の準則訓練を修了した者（帆布製品製造科）、職業訓練指導員の免許を受けた者（帆布製品製造科）、技能検定に合格した者（帆布製品製造）

2 受講の免除

次の資格を有する者は、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、講習会を受講する必要はありません。

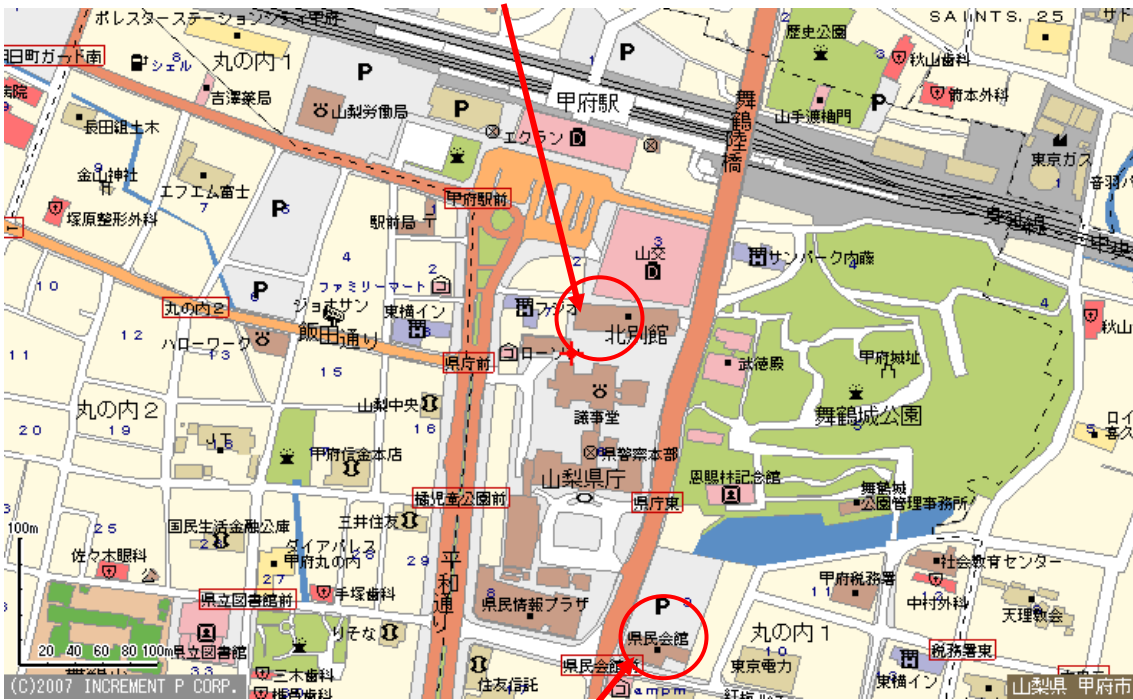
- (1) 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の屋外広告物講習会修了者
- (2) 職業能力開発促進法の準則訓練を修了した者（広告美術科）、職業訓練指導員の免許を受けた者（広告美術科）、技能検定に合格した者（広告美術仕上げ）
- (3) 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（屋外広告士）

講習会修了証書の交付

講習会の課程を修了した者には、講習会が終了した後、受講票と引き替えに修了証書を交付します。

■ 講習会会場、申込場所案内図

○会場：県庁北別館601会議室、505会議室



○申込場所：県民会館3階 建築指導課

申込場所・お問い合わせは

山梨県 県土整備部建築指導課 開発指導担当（県民会館3階）

甲府市丸の内一丁目9番11号

電話 055-237-1111(代)

055-223-1720（直通）小林、小林（幸）

第16号様式(第26条関係)

手数料(ここに貼付けてください)

年 月 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

郵便番号

住 所

ふり 氏 名

印

生 年 月 日

年 月 日生

講習会受講申込書

次のとおり講習会の講習を受けたいので、山梨県屋外広告物条例施行規則第26条第2項の規定により申し込みます。

受 講 課 目	1 全 科 目	2 二 科 目
---------	---------	---------

注 屋外広告物の施工に関する事項の講習の免除を受けようとする者は、山梨県屋外広告物条例施行規則第28条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。